

## 6. 承諾書の提出について

(平成 26 年 6 月 30 日)

近畿財務局決裁文書 (甲)

行政文書  
ファイル名

未利用国有地取得要望

保存期間

財産処分後  
10年

保存期間  
満了日

情報の格付け 取扱制限		機密性 ( 3 : ( 2 ) : 1 ) 情報				文書記号 番号	近財統-1第 887号	
照合	月 日	標識欄 ( )	至急 その他 ( )	發送種別	普通 速達 書留 簡易書留 特定記録 親展 使送 電気通信回線 ( ) ( その他 )	受領印	文書日付	平成 26年 6月 30日
發送	月 日					決裁日付	平成 26年 6月 30日	
完結	月 日					注意 事項	起案日付	平成 26年 6月 30日
局長	主管部長	主管次長	主管課長 委任	課長補佐 (上席官)	担当管理官	文書取扱 主任	起案者 起案番号 第 887 番	
	総務部長	総務部次長	総務課長	課長補佐	文書係長			
合議部課						公印押印済表示 電子署名付与済表示 26.6.30		
受信者 伺 (案1~3 : 豊中市長)					発信者 近畿財務局長			
件名 承諾書の提出について						伺 決 申 回	定 請 答	供 通 依 進
						覧 達 頼 達	報 通 照 承	告 知 会 認
下記国有地に係る標記の件については、別紙調書のとおりであるため、別案1~3により								
提出してよろしいか。								
記								
豊中市野田町1501番								

# 調 書

## 1 事案の概要

当局が大阪航空局から処分依頼を受けた下記2所在の財産について、学校法人森友学園（以下「森友学園」という。）から私立小学校用地としての取得等要望を受理（平成25年9月2日）し、これまで、処分等相手方決定のため、審査期間を延長し対応してきているところ、今般、森友学園から、開発行為の手続きを進めるため、豊中市への開発行為に係る承諾書の提出要望があったもの。

※ 平成25年8月、鴻池祥肇議員（参・自・兵庫）事務所            秘書）から陳情があったもの。

## 2 対象財産の概要

所在地： 大阪府豊中市野田町1501番  
区分・数量： 土地・8,770.43㎡  
会計名： 自動車安全特別会計空港整備勘定  
処分依頼部局： 大阪航空局

## 3 検討及び豊中市との協議結果

豊中市は、通常、申請者が開発行為の手続きを行う場合には、土地所有者が工事施工までを含む開発行為に異議なく承諾する旨の承諾書の提出を求めている。

森友学園への国有地の貸付けについては、国有財産近畿地方審議会及び大阪府私学審議会において適当の答申を得た後となるが、森友学園は、予定している平成28年4月開校のためには、現時点で豊中市との開発協議を開始する必要があるとして、開発協議を先行して進めたいと当局に要請した。

当局は、対応について本省審理室の指導に基づき、法律相談を踏まえた上で、現時点で工事施工までを承諾する文書の提出はできないが、開発行為の事前相談・協議等の手続きを行うことのみを承諾する文書の提出は可能であるとの処理方針を定め、承諾書の内容について、豊中市と協議した結果、今回承諾書の提出をもって開発行為の事前相談・協議等の手続きを進めると整理したもの。

（※H26.4.28～H26.5.23本省相談メモ、法律相談結果等参照）

なお、承諾書については、①開発許可判定願、②開発行為等事前相談書及び③開発行為等協議申出書の提出先が全て異なるため、承諾書については個別に作成するよう豊中市から要請されたもの（上記①～③がそれぞれ別案1～3に対応）。

## 4 今後の処理

上記3の協議結果を森友学園に伝えたところ、森友学園から、今回承諾書様式に署名捺印された書面が提出されたため、別案承諾書に押印し、豊中市に提出することとする。

以 上



近財統一第 号  
平成 年 月 日

豊中市長 殿

(急付)

近畿財務局長 宛 新田 剛一  
(印: 近財局長)

## 承諾書

下記1の国有地について、学校法人森友学園が行う下記2の小学校新設計画に係る下記3の行為について承諾します。

当該国有地の国と学校法人森友学園との貸付契約については、大阪府私学審議会において本件小学校新設計画が認可適当な旨の答申及び国有財産近畿地方審議会において本件国有地の貸付契約が適当な旨の答申を得た後で行いますので、学校法人森友学園が下記1国有地を使用できるのは、貸付契約の締結後となります。

### 記

#### 1. 国有地の概要

- (1) 所在地 大阪府豊中市野田町1501番
- (2) 面積 8,770.43㎡

#### 2. 小学校新設計画の概要

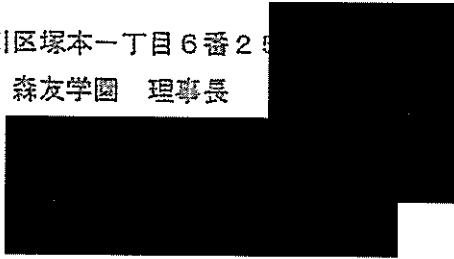
- (1) 予定建築物の用途 小学校
- (2) 工事種別 新築

#### 3. 承諾する行為

開発許可判定願の提出に関する行為

上記内容について了解いたします。

大阪市淀川区塚本一丁目6番2号  
学校法人 森友学園 理事長



㊟



近財統一1 第 号  
平成 年 月 日

豊中市長 殿

近畿財務局長

### 承諾書

下記1の国有地について、学校法人森友学園が行う下記2の小学校新設計画に係る下記3の行為について承諾します。

当該国有地の国と学校法人森友学園との貸付契約については、大阪府私学審議会において本件小学校新設計画が認可適当な旨の答申及び国有財産近畿地方審議会において本件国有地の貸付契約が適当な旨の答申を得た後で行いますので、学校法人森友学園が下記1国有地を使用できるのは、貸付契約の締結後となります。

#### 記

1. 国有地の概要

- (1) 所在地 大阪府豊中市野田町1501番
- (2) 面積 8,770.43㎡

2. 小学校新設計画の概要

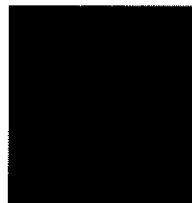
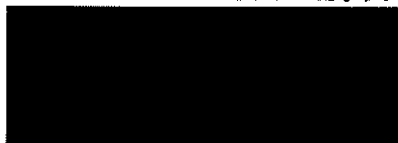
- (1) 予定建築物の用途 小学校
- (2) 工事種別 新築

3. 承諾する行為

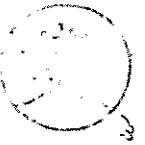
開発行為等事前相談書の提出に関する行為

上記内容について了解いたします。

大阪市淀川区塚本一丁目6番25号  
学校法人 森友学園 理事長



印



近財統一第 号  
平成 年 月 日

豊中市長 殿

近畿財務局長

## 承諾書

下記1の国有地について、学校法人森友学園が行う下記2の小学校新設計画に係る下記3の行為について承諾します。

当該国有地の国と学校法人森友学園との貸付契約については、大阪府私学審議会において本件小学校新設計画が認可適当な旨の答申及び国有財産近畿地方審議会において本件国有地の貸付契約が適当な旨の答申を得た後で行いますので、学校法人森友学園が下記1国有地を使用できるのは、貸付契約の締結後となります。

### 記

#### 1. 国有地の概要

- |         |                         |
|---------|-------------------------|
| (1) 所在地 | 大阪府豊中市野田町 1501 番        |
| (2) 面積  | 8,770.43 m <sup>2</sup> |

#### 2. 小学校新設計画の概要

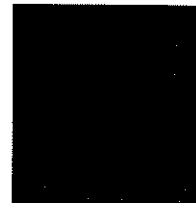
- |              |     |
|--------------|-----|
| (1) 予定建築物の用途 | 小学校 |
| (2) 工事種別     | 新築  |

#### 3. 承諾する行為

開発行為等協議申出書の提出に関する行為

上記内容について了解いたします。

大阪市淀川区塚本一丁目6番25号  
学校法人 森友学園 理事長



印



平成26年7月2日

近畿財務局長 殿

学校法人 森友学園 代理人



受 領 書

大阪府豊中市野田町 1501 番所在国有地に関する平成 26 年 6 月 30 日付近財統・1 第 887 号による下記承諾書（3 種類）については、確かに受領しました。

記

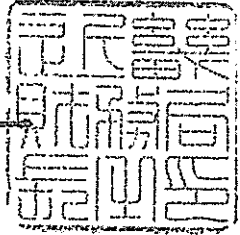
- 承諾書 承諾する行為・・・開発許可判定願の提出に関する行為
- 承諾書 承諾する行為・・・開発行為等事前相談書の提出に関する行為
- 承諾書 承諾する行為・・・開発行為等協議申出書の提出に関する行為



近財統-1 第 887 号  
平成26年 6月30日

豊中市長 殿

近畿財務局長心得 輦田 周一



## 承諾書

下記1の国有地について、学校法人森友学園が行う下記2の小学校新設計画に係る下記3の行為について承諾します。

当該国有地の国と学校法人森友学園との貸付契約については、大阪府私学審議会において本件小学校新設計画が認可適当な旨の答申及び国有財産近畿地方審議会において本件国有地の貸付契約が適当な旨の答申を得た後で行いますので、学校法人森友学園が下記1国有地を使用できるのは、貸付契約の締結後となります。

### 記

#### 1. 国有地の概要

- (1) 所在地 大阪府豊中市野田町 1501 番
- (2) 面積 8,770.43 m<sup>2</sup>

#### 2. 小学校新設計画の概要

- (1) 予定建築物の用途 小学校
- (2) 工事種別 新築

#### 3. 承諾する行為

開発行為等協議申出書の提出に関する行為

上記内容について了解いたします。

大阪市淀川区塚本一丁目6番25号  
学校法人 森友学園 理事長

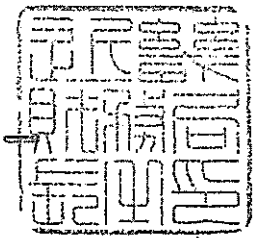


印

近財統-1 第 887 号  
平成 26 年 6 月 30 日

豊中市長 殿

近畿財務局長心得 輒 田 周



### 承 諾 書

下記 1 の国有地について、学校法人森友学園が行う下記 2 の小学校新設計画に係る下記 3 の行為について承諾します。

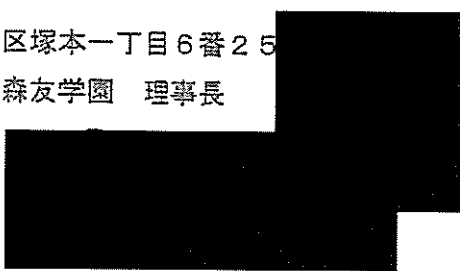
当該国有地の国と学校法人森友学園との貸付契約については、大阪府私学審議会において本件小学校新設計画が認可適当な旨の答申及び国有財産近畿地方審議会において本件国有地の貸付契約が適当な旨の答申を得た後で行いますので、学校法人森友学園が下記 1 国有地を使用できるのは、貸付契約の締結後となります。

#### 記

- 1. 国有地の概要
  - (1) 所在地                      大阪府豊中市野田町 1501 番
  - (2) 面積                         8,770.43 m<sup>2</sup>
  
- 2. 小学校新設計画の概要
  - (1) 予定建築物の用途        小学校
  - (2) 工事種別                    新築
  
- 3. 承諾する行為
  - 開発許可判定願の提出に関する行為

上記内容について了解いたします。

大阪市淀川区塚本一丁目 6 番 2 5  
学校法人 森友学園 理事長

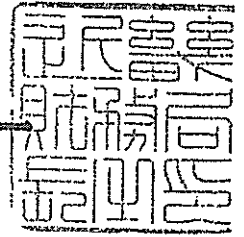


印

近財統一1 第 887 号  
平成26年 6月30日

豊中市長 殿

近畿財務局長心得 鞆田 周



## 承諾書

下記1の国有地について、学校法人森友学園が行う下記2の小学校新設計画に係る下記3の行為について承諾します。

当該国有地の国と学校法人森友学園との貸付契約については、大阪府私学審議会において本件小学校新設計画が認可適当な旨の答申及び国有財産近畿地方審議会において本件国有地の貸付契約が適当な旨の答申を得た後で行いますので、学校法人森友学園が下記1国有地を使用できるのは、貸付契約の締結後となります。

### 記

#### 1. 国有地の概要

- (1) 所在地 大阪府豊中市野田町1501番
- (2) 面積 8,770.43㎡

#### 2. 小学校新設計画の概要

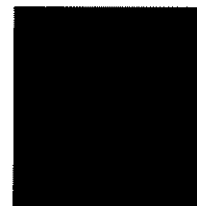
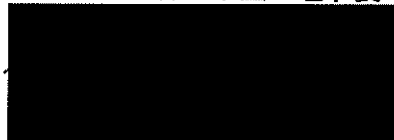
- (1) 予定建築物の用途 小学校
- (2) 工事種別 新築

#### 3. 承諾する行為

開発行為等事前相談書の提出に関する行為

上記内容について了解いたします。

大阪市淀川区塚本一丁目6番25号  
学校法人 森友学園 理事長



印